

令和5年10月より**土地取引届出**の **電子申請**が可能になりました！



国土利用計画法に
基づく届出制度とは？

適正かつ合理的な土地利用を図るための制度です。

▶ 国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、**一定面積以上の土地取引について届出制度を設けています。**

届出が必要な取引とは？

一定の面積以上の土地について売買などの契約を締結した場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

▶ 一定面積に満たない取引であっても、過去に取得（または将来取得）する土地を一体で計画的または一連の計画性で取得する場合は届出要件に該当します。

一定面積以上の土地とは？

イ) 市街化区域: 2, 000㎡以上

ロ) イを除く都市計画区域: 5, 000㎡

ハ) 都市計画区域以外の区域: 10, 000㎡

届出は誰がいつ、どこに
届け出ますか？

土地に関する権利の取得者が2週間以内に市町村へ届け出なければなりません。

▶ 届出は、**土地に関する権利の取得者（買主等）**が行います。契約を締結した日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

届出をしなかった場合法律で罰せられます。

▶ 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、**6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。**

【電子申請手続の流れ】

STEP 1

届出書、添付書類を準備してください。

必要な書類: 届出書、売買等契約書、位置図(縮尺五千分の1の地図)、見取図(縮尺五千分の1の地図)、字図

STEP 2

1の書類を電子ファイル(PDF)で添付して申請してください。

STEP 3

審査終了後、大分県から審査結果の通知がメールで届きます。是正指導が必要な場合は、管轄の市町村から連絡または通知がメールで届きます。

▼届出の受付は、市町村において行っています。

申請先	郵便番号	所在地	電話番号
大分市 都市計画課 都市計画担当班	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-537-5965
別府市 都市計画課 まちづくり計画係	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1471
中津市 総合政策課 政策推進・人口減少対策係	871-8501	中津市豊田町14-3	0979-62-9031
日田市 都市整備課 都市計画係	877-8601	日田市田島2-6-1	0973-22-8217
佐伯市 都市計画課 街づくり計画係	876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972-22-3114
臼杵市 都市デザイン課 都市デザイングループ	875-8501	臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111 内線5550
津久見市 まちづくり課 都市計画班	879-2435	津久見市宮本町20-15	0972-82-9515
竹田市 建設課 都市計画係	878-8555	竹田市大字会々1650	0974-63-4848
豊後高田市 企画情報課 政策企画係	879-0692	豊後高田市是永町39-3	0978-25-6393
杵築市 みらい都市創生課 都市計画・施設整備係	873-0001	杵築市大字杵築377-1	0978-62-1803
宇佐市 総合政策課 企画調整係	879-0492	宇佐市大字上田1030-1	0978-27-8109
豊後大野市 まちづくり推進課 企画調整係	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1042
由布市 都市景観推進課	879-5498	由布市庄内町柿原302	097-529-7334
国東市 まちづくり推進課	873-0503	国東市国東町鶴川149	0978-72-5186
姫島村 企画振興課	872-1501	東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2282
日出町 政策企画課 政策調整係	879-1592	速見郡日出町2974-1	0977-73-3116
九重町 住民環境課 環境グループ	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-3802
玖珠町 みらい創生課 政策・SDGs推進班	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-1151

土地取引の届出の電子申請(大分県ホームページ)

大分県土木建築部 都市・まちづくり推進課 管理・土地利用班(直通:097-506-4655)



国土利用計画法に基づく届出制度(国交省ホームページ)

